昭和二四年(マ)第四一号

決 定

広島県北婆郡久代村二四七二番地

申立人高坂浪子右代理人弁護士池田・吾

昭和二四年(ク)第四四号戸籍事件に付村長の処分に対する不服申立事件の抗告 棄却決定に対する再抗告事件について、当裁判所が昭和二四年一二月二〇日にした 抗告却下の決定に対し、申立人より異議の申立があつたが当裁判所は裁判官全員一 致の意見で右申立を理由なきものと認め、次のとおり決定する。

本件異議を棄却する。

異議申立の費用は申立人の負担とする。

昭和二六年一月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	引	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介